

### 9.【小学校教諭1種免許状】

免許法施行規則に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目						
科目	各科目に含めることが必要な事項		単位数	授業科目	単位数	資格必修選択区分	履修年次	授業形態	開講期区分
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語（書写を含む。）	30	国語	2	必修	1	講義	後期
		社会		社会	2	必修	3	講義	前期
		算数		算数	2	必修	1	講義	後期
		理科		理科	2	必修	3	講義	前期
		生活		生活	2	必修	3	講義	前期
		音楽		音楽	2	必修	2	講義	前期集中
		図画工作		図画工作	2	必修	2	講義	前期
		家庭		家庭	2	必修	3	講義	前期
		体育		体育	2	必修	2	講義	前期
	外国語	子どもと英語	2	必修	3	講義	前期		
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目		30	児童教育法	2	必修	3	演習	通年
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	国語（書写を含む。）		初等教科指導法（国語）	1	必修	2	講義	前期
		社会		初等教科指導法（社会）	1	必修	3	講義	後期
		算数		初等教科指導法（算数）	1	必修	2	講義	前期
		理科		初等教科指導法（理科）	1	必修	3	講義	後期
		生活		初等教科指導法（生活）	1	必修	4	講義	前期
		音楽		初等教科指導法（音楽）	1	必修	2	講義	後期集中
		図画工作		初等教科指導法（図画工作）	1	必修	2	講義	後期
		家庭		初等教科指導法（家庭）	1	必修	3	講義	後期
		体育		初等教科指導法（体育）	1	必修	2	講義	後期
外国語		初等教科指導法（英語）		1	必修	3	講義	後期	

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目						
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	単位数	資格必修選択区分	履修年次	授業形態	開講区分	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育学概論	2	必修	1	講義	前期	
	教育思想史		2	選択	3	講義	後期		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)		教職論	2	必修	4	講義	前期	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育制度論	2	必修	1	講義	後期	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		生涯発達心理学 a	2	必修	1	講義	前期	
			生涯発達心理学 b	2	必修	1	講義	後期	
			生涯発達心理学演習 a	1	選択	2	演習	前期	
			生涯発達心理学演習 b	1	選択	2	演習	後期	
			教育・学校心理学	2	選択	3	講義	前期	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別な配慮を要する子どもの理解と支援 a	1	必修	3	演習	前期	
特別な配慮を要する子どもの理解と支援 b		1	選択	3	演習	後期			
教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	カリキュラム論	2	必修	2	講義	後期			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	道徳の指導法	2	必修	2	講義	後期	
	総合的な学習の時間の指導法		特別活動と総合的な学習の時間の指導法	2	必修	4	講義	前期集中	
	特別活動の指導法			教育方法・技術 (ICT 活用含む)	2	必修	2	講義	後期
	教育の方法及び技術		生徒・進路指導論		2	必修	4	講義	前期
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法				子ども理解とカウンセリング	2	必修	4	講義
	生徒指導の理論及び方法		教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	2		必修	4	講義	後期
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			教育実習指導 (小学校)	1	必修	3	演習	通年集中
	教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育実習 (小学校)		4	必修	3	実習	通年集中
教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習指導 (小学校)	1	必修	3	演習	通年集中	
	教育実習 (小学校)		4	必修	3	実習	通年集中		
	教職実践演習	2	教職実践演習 (幼・小)	2	必修	4	演習	後期	
	大学が独自に設定する科目	2	最低修得単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」をあてることができる						